

## 京極町分譲宅地募集要領

## 1. 分譲宅地の内容及び価格

所在	京極町字三崎				
番号	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	地積(坪)	販売価格(円)
1	77番98	宅地	398.06	120.41	1,204,000
2	77番99	宅地	397.84	120.34	1,203,000
3	77番100	宅地	398.84	120.64	1,206,000
4	77番101	宅地	399.14	120.74	1,207,000
5	77番103	宅地	397.17	120.14	1,201,000
6	77番104	宅地	397.44	120.22	1,202,000
7	77番105	宅地	397.46	120.23	1,202,000
8	77番106	宅地	397.45	120.22	1,202,000

## 2. 申込受付期間及び場所

- ① 期間 平成30年6月1日(金)～6月22日(金)
- ② 時間 平日の午前8時45分から午後5時30分まで
- ③ 場所 京極町役場総務課(1階左手奥)

## 3. 申込み条件

- ① 京極町に住所を有する方、または今後住所を有し、自らの居宅を新築する方
- ② 現在居住の市区町村に対し税の滞納がない方
- ③ 買い受けが決定した場合、3年以内に住宅を建築することができる方  
(ただし、特別な事情があると認める場合は1年間猶予できるものとする)
  - ・申し込みは、1世帯につき「第1希望区画」「第2希望区画」まで受け付けます。
  - ・同一区画に複数以上の申込があった場合は抽選により決定します。
  - ・抽選を行う場合は、対象者に対して改めてご案内します。

## 4. 申込み書類

- ① 分譲宅地買受申込書【様式1】
- ② 町内在住者：納税確認同意書【様式2】  
町外在住者：居住する市区町村が発行する納税証明書(18歳以上の世帯員分)
  - ・京極町役場へ来庁いただき総務課窓口へ直接提出願います。  
(記入内容の確認等を行ったうえで受付するためです。)

## 5. 契約及び分譲代金の支払い

- ① 契約締結の期限 分譲決定の日から1箇月以内に契約を締結します。
- ② 契約金 200,000円を契約締結の日の翌日までに納入してもらいます。
- ③ 契約に要する費用 収入印紙については、譲受人の負担になります。
- ④ 分譲代金 契約日から30日以内に契約金を差し引いた残金を納入してもらいます。

## 6. 土地の引渡し及び所有権移転登記

分譲代金の完納後、土地を引き渡します。所有権移転登記の手続きは町で行いますが、登記に要する費用については譲受人の負担になります。

7. その他

土地は現状のままで分譲となります。現地をよくご確認の上申込みください。

6. お問い合わせ先（担当係）

京極町役場総務課管財係（0136-42-2111 内線23、24）